

## 前回審議会での意見に関する整理

### 意見①

適合性原則は条例で定める不当な取引行為全般に及ぶ考え方であり，総則規定である第5条の「事業者の責務」という一般的規定とは別に，事業者規制の直接的根拠となる21条1項本文中に明記されることが望ましい。

21条1項本文中での規定の仕方にもよるが，不当な取引行為の8類型の規定内容やこれを受けて市長が告示で指定する52の指定行為の内容との整合を図る必要があり，不当な取引行為の体系全体を整理する必要が生じるため時間を要する。

このため早期かつ現実的な方法として，指定レベルでの対応（1号の指定行為(2)の修正と3号への指定行為(10)の追加）を行いたい。

### 意見②

現在の52の市長の指定行為の中で，今回行う1号の指定行為(2)の修正と3号の指定行為(10)追加以外で適合性絡みで扱う必要があるものはないか。

条例21条1項3号の指定行為(8)及び同8号の指定行為(2)に，消費者の返済能力を超えるクレジット契約などの与信契約に関するものがあるが，これらは財産状況に適合しない契約として，今回追加する3号の指定行為(10)にも該当するものであるが，近時，頻繁に利用されている与信契約を伴う取引行為での場面を具体的に指定したものであり，敢えて削除する必要はないと考える。

### 意見③

条例21条1項1号は契約の「勧誘」「締結」を規制対象としているが，同3号は「勧誘」を規制対象としていない。1号の指定行為(2)を修正し，3号の指定行為(10)を追加してもその間に指導の対象とできない谷間が生じる。3号も「勧誘」を対象とすべき。

事業者指導の実務上は，勧誘のみの段階で事業者指導の対象として取り上げることはなく，修正後の1号の指定行為(2)と追加する3号の指定行為(10)で対応は可能。

しかし，3号で「勧誘」を規制対象から除外すべき合理的な理由はなく，むしろ契約締結に至る一連の態様を取引行為と捉えて「勧誘」も規制対象とすべきであり，今後，条例の他の部分を扱う必要が生じたときに併せて整理したい。